

ID: 124

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市立診療所条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第138号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料及び手数料)</p> <p>第5条 診療所を利用する者からは、使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>2 使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額とする。</p> <p>3 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 普通診断書 1通につき2,750円</p> <p>(2) 死亡診断書 1通につき2,750円</p> <p>(3) 死体検案書 1通につき2,750円</p> <p>4 前2項の規定により難しいものの使用料及び手数料の額は、規則で定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市保健センター条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第137号		
【基準】			
<p>第6条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健センターの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4条第2項の条件を履行しないとき。 (2) 前条各号のいずれかに該当すると認めたとき。 (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。 <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日